

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 4 年 5 月 30 日

新潟市長 中原 八一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地
名称 （仮称）新潟駅高架下駅ビル（西）
所在地 新潟市中央区花園一丁目 901-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - （1）大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 東日本旅客鉄道株式会社
 - 法人代表者役職・氏名 代表取締役 深澤 祐二
 - 住所 東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
 - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 6 年 2 月 29 日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計 7,185 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計 111 台
 - （2）駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計 183 台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計 185.1 平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計 39.54 立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 8 時 00 分	午後 9 時 00 分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 4 時 00 分から翌午前 0 時 45 分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・出入口の数 2 箇所
 - ・出入口の位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 4 時 00 分から翌午前 0 時 00 分

7 届出年月日

令和 4 年 5 月 17 日

8 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び中央区地域課

9 縦覧期間

令和 4 年 5 月 30 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課

電 話 025-226-1629

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp